

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成30年1月～3月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
北海道 平成30年(調)第1号事件	空調等設備からの低周波音被害防止請求事件	30.3.1
宮城県 平成30年(調)第1号事件	コインランドリーからの低周波音被害防止請求事件	30.1.9
埼玉県 平成30年(調)第1号事件	校舎増築による騒音・振動・悪臭等のおそれ公害防止請求事件	30.2.14
千葉県 平成30年(調)第1号事件	隣住宅騒音被害防止等請求事件	30.3.20
東京都 平成30年(調)第1号事件	マンション給水設備からの騒音低減及び損害賠償請求事件	30.3.15
神奈川県 平成30年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機からの低周波音被害防止請求事件	30.3.15
神奈川県 平成30年(調)第2号事件	事業活動に伴い発生する粉塵等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件	30.3.16
富山県 平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30.2.16
山梨県 平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	30.3.12
長野県 平成30年(調)第1号事件 (参加)	ネオニコチノイド系殺虫剤の空中散布中止請求事件	30.1.12
長野県 平成30年(調)第2号事件	グラウンド騒音防止請求事件	30.2.20
愛知県 平成30年(調)第1号事件	大型空調室外機からの騒音被害防止請求事件	30.2.28

事件の表示	事 件 名	受付年月日
大阪府 平成30年(調)第1号事件	解体工事に伴う騒音・振動等被害防止等請求事件	30.1.10
大阪府 平成30年(調)第2号事件	解体工事に伴う振動被害補償請求事件	30.1.19
兵庫県 平成30年(調)第1号事件 (参加)	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	30.2.16
兵庫県 平成30年(調)第1号事件 (参加)	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	30.3.22
香川県 平成30年(調)第1号事件	タクシー事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	30.2.19
愛媛県 平成30年(調)第1号事件	風力発電施設からの騒音被害防止請求事件	30.2.20
熊本県 平成30年(調)第1号事件	ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	30.2.1

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>宮城県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[碎石場からの騒音・粉じん被害防止等請求事件]</p>	<p>宮城県 住民2人</p>	<p>碎石製造 販売会社</p>	<p>平成28年7月15日受付</p> <p>申請人らは、被申請人碎石場から発生する粉じん及び騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人碎石場より発生する粉じんを防止するための効果的な粉じん防止対策を講じること、②被申請人碎石場より発生する騒音の発生を防止するための効果的な騒音防止対策を講じること、③申請人らの住居に隣接する市道を走行する碎石運搬車の運行により発生する粉じんの舞い上がり及び騒音を防止するため効果的な対策を講じること、④被申請人設置の沈殿池からB川に至る配管経路を申請人Aの所有地に関わらない経路に変更すること、⑤申請人ら所有の居宅及び事務所各所の粉じん付着に対する防去対策を講じること。</p>	<p>平成30年3月27日 調停成立</p> <p>調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福島県 平成29年(調) 第1号事件 [工場からの悪臭・低周波音・振動・騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	福島県 住民1人	非鉄金属製造会社	平成29年8月22日受付 被申請人会社は非鉄金属製造業を営んでおり、そこから発生する悪臭、低周波音、振動、騒音により、申請人は健康被害及び自主避難に伴う財産被害を受けている。よって、被申請人は、①猛省の上、誠意が感じられる謝罪を行うこと、②事業所からの悪臭・低周波音・振動・騒音について申請人が納得できる対策を取ること、③今後迷惑な行為があった場合は、代理人ではなく被申請人に直接の申し入れを行い、被申請人が対応すること、④申請人が自主避難にて購入した中古住宅・及び購入に際しての各種諸経費・保険料・生活準備品等の2,000万円の支払いを行うこと。	平成30年1月23日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
栃木県 平成27年(調) 第1号事件 [木材チップ工場騒音被害防止請求事件]	栃木県 住民1人	木材会社	平成27年10月21日受付 被申請人の木材チップ工場から発せられる破砕機の騒音により、申請人は精神的苦痛を受けている。また、申請人の妻及び娘は療養中であり、騒音被害により病状が悪化しないか心配である。よって、被申請人は、騒音被害対策、完全な防音壁を設置すること。	平成30年3月26日 調停成立 調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 平成29年(調) 第2号事件 [製氷工場からの騒音等被害防止請求事件]	千葉県 住民1人	千葉県 住民1人	平成29年3月8日受付 平成28年4月末の製氷工場内の電動機交換工事後に騒音、振動が著しく激しくなり、安眠ができないことを始め平穏な環境の日常生活が送れない。また、工場の稼働により昼夜を問わず発生する騒音、振動により申請人の受ける被害は、社会通念上受忍しなければならない限度をはるかに超えている。よって、被申請人は、①直ちに製氷工場からの騒音、振動の発生を停止、もしくはその数値を低減すること、②今後速やかに製氷工場内の騒音、振動の発生源である動力機械を申請人宅に影響のでない場所へ移動すること、③②の移動が完了するまでの期間、夜間(午後7時以降、午前7時までの間)製氷工場内の騒音、振動の発生源である動力機械は稼働しないこと。	平成30年1月12日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成28年(調) 第3号事件 [幼稚園からの煙害防止請求事件]	東京都 住民1人	私立幼稚園	平成28年12月12日受付 煙により、申請人家族のぜん息発作が誘発され、健康被害を受けている。よって、被申請人は、ガスカセットコンロを使用したり、近隣のバーベキュー場を利用したりするなどして、被申請人経営の幼稚園の園庭から、野外焼却行為による煙の排出をしないこと。	平成30年2月1日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 平成29年(調) 第1号事件 [開発工事による 振動被害家屋の 修繕等請求事件]	神奈川県 住民3人	住宅販売 会社	平成29年2月1日受付 被申請人が実施した家屋 建設のための工事により、 申請人らの家屋が揺れ、家 屋外壁、風呂場のタイルや 天井にひび割れが生じた。 よって、被申請人は、①申 請人らの家屋に対して専 門家による家屋診断を実 施し、被申請人が行う工 事前にはなかった申請人 家屋の損害箇所を明らか にするとともに、その損 害箇所を修繕すること、 ②①に係る一切の費用 を負担すること。	平成30年2月15日 調停打ち切り 調停委員会は、7回の 調停期日の開催等手続 を進めたが、合意が成 立する見込みがないと 判断し、調停を打ち切 り、本件は終結した。
長野県 平成29年(調) 第1号事件 平成30年(調) 第1号事件(参 加) [ネオニコチノイ ド系殺虫剤の空 中散布中止請求 事件]	(29-1号事件) 長野県 住民49人 (30-1号事件) 長野県 住民183人	長野県 (代表者 知事)	(29-1号事件) 平成29年12月21日受付 (30-1号事件) 平成30年1月12日受付 被申請人は、防除実施基 準に基づき、各市町村を 指導して、松枯れ対策と してのネオニコチノイド 系殺虫剤の空中散布(有 人・無人ヘリによる)を 実施させているが、ネオ ニコチノイド系殺虫剤の 空中散布は、県民の生 命・身体に対する被害 が生じるおそれがある。 よって、被申請人は、 松枯れ対策としてネオ ニコチノイド系殺虫剤 の空中散布を実施して いる市町村に対して、 その空中散布を中止 させるための適切な 措置を講ずること。	平成30年1月31日 調停打ち切り 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本 件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>静岡県 平成28年(調) 第6号事件</p> <p>[揚水ポンプからの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>静岡県 住民1人</p>	<p>ホテル経営会社</p>	<p>平成28年12月26日受付</p> <p>地下水をくみ上げる揚水ポンプのうなり音により、深夜苦痛を受け、悩まされている。静かな生活、快適な安眠、春、秋などに窓を開けて寝られる環境を求める。よって、被申請人は、揚水ポンプを海側へ移動又は夜10時から朝5時までの間、地下水を水道水に切り替えること。</p>	<p>平成30年3月9日 調停成立</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終結した。</p>
<p>奈良県 平成29年(調) 第1号事件</p> <p>[土砂搬入による土壌汚染被害防止請求事件]</p>	<p>奈良県 住民1人</p>	<p>奈良県 住民1人</p>	<p>平成29年4月11日受付</p> <p>被申請人は、隣接土地において廃棄物混じりの土砂の積み上げを続けた後、平成26年2月頃、本件土地と隣接土地の境界部分に存する水路に通水管を埋設し、境界を越境して本件土地にも廃棄物混じりの土砂を積み上げるようになった。本件土地(及び隣接土地)は元来農地である。そこへ廃棄物混じりの土砂を積み上げられることによつて、およそ耕作をすることが不可能となっている。よつて、被申請人は、同人が申請人農地に搬入した廃棄物が混入した土砂を撤去すること。</p>	<p>平成30年1月16日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>広島県 平成27年(調) 第1号事件</p> <p>[金属加工工場からの騒音被害防止等請求事件]</p>	<p>広島県 住民2人</p>	<p>金属加工 会社</p>	<p>平成27年4月17日受付</p> <p>申請人は、被申請人工場からの異常な作業騒音により、体調不良（頭痛、高血圧、視力低下、ノイローゼ等）となったため、被申請人に対し、再三にわたり騒音を下げよう依頼したが、被申請人に規制基準を遵守する意思及び誠意はなく、市役所の指導だけでは、本気の改善がされない。よって、被申請人は、①工場から発生する騒音を、法令で定める規制基準値以内に抑えること、②7年以上迷惑をかけてきたことに対して謝罪すること、③慰謝料として金500万円を支払うこと。</p>	<p>平成30年3月20日 調停成立</p> <p>調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた後、受諾勧告を行った結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>福岡県 平成29年(調) 第1号事件</p> <p>[工場からの騒音 被害防止及び損害 賠償請求事件]</p>	<p>福岡県 住民1人</p>	<p>金属鍛造 会社</p>	<p>平成29年12月21日受付</p> <p>被申請人工場では金属鍛造業のために、プレス機、ハンマー機、モーター、コンプレッサー等の機械を使用しており、これらの作業が現在日曜と土曜夜間を除き毎日3交代制の24時間フル稼働で操業を続け、カミナリのような作業音と振動が四六時中工場の機械から発生している。これに伴い、申請人の家族の高齢者に心臓の動悸や疼痛、精神不安定、不眠などを発症するようになり、日常生活に支障を生ずるようになり、病院に相談に行ったところ、工場からの騒音が原因と思われるという診断結果を受け、また長女も健康被害を訴えている。よって、被申請人は、①所有する工場について、操業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと、②上記措置をとらない場合は、被申請人は平成30年6月30日までに工場を現地から移転すること、③上記の工場が夜間操業する期間(過去と未来)の人的被害及び影響について損害賠償を求め、④工場からの騒音等で、申請人の所有地(自宅と隣接する一団の土地)の土地価値評価減の損害賠償を求める。</p>	<p>平成30年3月29日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成30年1月1日から平成30年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。